

全 員 協 議 会

日 時 令和 3 年 5 月 2 0 日 (木)
午前 9 時 3 0 分
場 所 議場

付議事項

議運決定事項について

第 6 2、6 3、6 4、6 5 回議運決定事項

令和 3 年 3 月 2 6 日（金）

令和 3 年 4 月 1 3 日（火）

令和 3 年 4 月 2 7 日（火）

令和 3 年 5 月 1 4 日（金）

●第 6 2 回議運決定事項

- 1 山陽小野田市議会アドバイザーについて・・・資料 1、2

令和 3 年度も引き続き、江藤先生と中村先生にお願いすることとした。

●第 6 3 回議運決定事項

- 1 「高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情」および「陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書」について・・・資料 3

調査委員会を議会運営委員会に決定した。（既に審査開始）

- 2 「地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書」について

・・・資料 4

調査委員会を産業建設常任委員会に決定した。（既に審査開始）

●第 6 4 回議運決定事項

- 1 政務活動費（手引）の改正について・・・資料 5

令和 3 年 1 0 月の市議会議員改選後から適用することとした。

●第 6 5 回議運決定事項

- 1 令和 3 年第 2 回（6 月）定例会に関する事項について

- (1) 会期案について

5 月 2 0 日（木）から 6 月 1 5 日（火）までの 2 7 日間とすることとした。

議案名は資料 6 を参照

- (2) 市長の就任挨拶

本会議の開会宣言後に市長の就任挨拶を行う。

- (3) 執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介

市長の就任挨拶の後に執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介を行う。

(4) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告

申し合わせ事項４４により、定例会初日の５月２０日に報告を行う。

(5) 人事案件について

申し合わせ事項６２により、委員会付託を省略し、即決する。同意された場合には、議場で挨拶を受ける。（申し合わせ事項６３）

(6) 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

選挙管理委員４人及び同補充員４人の任期が７月５日をもって満了するため、定例会最終日に議会において選挙（指名推選）を行う。

(7) 代表質問について

資料７のとおりとした。

(8) 議事日程案について

資料８のとおりとした。

(9) 陳情・要望書等の取扱いについて

- ・ 要望書（令和元年１２月議会に提出された市営住宅条例の一部改正に関する議案について、審査が不十分であったため説明を要望）（産業建設）
 - ・ 市場休場に伴う農林水産課からの出荷者宛文書について（産業建設）
 - ・ 地方卸売場不認定の振り返りと次回認定申請について（産業建設）
- 以上のとおり、調査委員会を決定した。

(10) 抗議文、要望書の取り消しについて・・・**資料９**

令和３年３月２日に受理した「抗議文（山田伸幸議員の不穏当発言の取り消し等）について」、令和３年３月１２日に受理した「要望書（山田議員の不適切発言の確認など４件）」については、**資料９**のとおり令和３年５月６日に提出者であるＹフーズ株式会社代表取締役山崎敏彦様から「抗議文、要望書の取り消しについて」が提出されたため、取下げを認めることとした。

(11) エコスタイルについて

５月１日から１０月３０日までとするが、６月定例会の初日である５月２０日（木）は、従来どおり正装とする。

2 モニター意見について・・・資料 10

広聴特別委員会に送付することとした。

3 標準市議会会議規則の一部改正に伴う取扱いについて・・・資料 11

標準市議会会議規則の改正に準じて、山陽小野田市議会会議規則を改正することとし、次回の議会運営委員会で改正案を提示することとした。また、欠席届の運用については、これまでどおりとすることとした。

4 その他

(1) 議会運営委員会の開催日 5月21日（金）午後2時

ア 一般質問及び代表質問について

イ 山陽小野田市議会会議規則の一部改正について

(2) その他

ア 令和3年3月26日付けで会派みらい21に中村博行議員が入会したことを確認した。

イ マスクを着用したままの発言となるため、はっきりと発言し、市民が聞き取りづらくなならないように努めることとした。

プロフィール

江藤 俊昭（えとう としあき）氏

大正大学社会共生学部公共政策学科教授

1956年東京都生まれ

1986（昭和61）年中央大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学

専攻は地域政治論

【主な役職】

三重県議会議会改革諮問会議会長、鳥取県智頭町行財政改革審議会会長、
第29次・第30次地方制度調査会委員等を歴任

現在、総務省「町村議会のあり方に関する研究会」委員、マニフェスト大賞
審査委員、全国町村議会議長会「報酬等に関する研究会」委員長、全
国町村議会議長会特別表彰審査委員、議会サポーター・アドバイザー
（栗山町、芽室町、滝沢市、山陽小野田市）、地方自治研究機構評議
委員、中央大学法学部兼任講師など

・平成28年3月22日～ 本市議会アドバイザー

【主な著書】

『議会改革の第2ステージ—信頼される議会づくりへ』（ぎょうせい）

『自治体議会の政策サイクル』（編著、公人の友社）

『Q&A 地方議会改革の最前線』（編著、学陽書房、2015年）

『自治体議会学』（ぎょうせい）等多数。

現在、『ガバナンス』（ぎょうせい刊）、『議員NAVI』（第一法規）連載中

プロフィール

中村 健（なかむら けん）氏

早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長

1971年徳島県生まれ

JR四国社員を経て、平成11年、27歳で徳島県川島町長に初当選。全国最年少の首長となる。町長を2期務めた後、平成16年に川島町を含む4町村が合併し吉野川市が発足するにあたり、地方自治の探求を目的に早稲田大学大学院公共経営研究科に入学。一般社団法人地域経営推進センター代表理事も務める。専門分野は、地方自治、選挙。

【主な役職】

早稲田大学政治経済学術院非常勤講師、熊本市役所政策参与、一般社団法人地域経営推進センター代表理事、地方政府研究所株式会社代表取締役、長野県政策テーマアドバイザー、厚木市外部評価委員、野木町総合戦略審議委員、小諸市総合計画審議委員など

・平成29年5月25日～ 本市議会アドバイザー

【主な著書・共著】

『あなたにもできる議会改革 改革ポイントと実践実例』（第一法規）

『スピード開票実践マニュアル』（ぎょうせい）

令和3年3月22日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

小野田中央青果仲買人組合
組合長 高橋 泰男

「高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情」および
「陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書」について

日々の議会運営へのご尽力に敬意を表します。

昨日の議会運営委員会についてですが、私の発言に対する陳情書が再度提出されたことに驚くとともに、このような陳情が二度も取り上げられたことに非常に残念な思いをもっています。

確かに先日の私の発言については後日取り消しの申し立てを実施しています。

しかし取り消しの理由はご遺族の方への配慮であり、決して嘘偽りを申したからではありません。

発言後にご遺族の方ともお話をしその発言自体には了承を得ていますし、医学的に100%の関連を明らかにする事は困難ですが、亡くなられた仲買人さんが最後まで市場の行く末を案じておられたことはご遺族も認めておられるところです。

このような陳情で私の提出した陳情書の趣旨や、605名の陳情への賛同署名をしていただいた方々の想いが無駄にならないよう願っています。

議長におかれましては以下の点を参考いただき、今後このような陳情については受け取りをされず、貴重な議会運営の時間を無駄にされることのないようお願いいたします。

1. 陳情の取り上げ方について

一連の陳情には「このような事実があるのでしょうか」「あたかも」等とかかれており、事実関係の調査や裏づけを行った形跡はまったくなく憶測に基づいているもののようです。

議会是个人的な感情や自己顕示欲を満足させる場ではありません。

憶測だけで出された陳情はそもそも議会運営委員会で取り上げるべきではないと考えます。

2. 陳情の内容について

陳情の内容は新市場開設者への謝罪文の要求等、本来の議会権限を越える範囲で行われています。

陳情者本人も自身のフェイスブック上でそう述べており、本来議会に求めるべきことではないことを認識した上での陳情と思われます。

議会に於いてはこのような陳情に貴重な時間を割くべきではないと考えます。

最後に

本陳情者は自身のフェイスブック上にて、私の委員会での発言部分映像を切り取り、今回の陳情を共に提示し個人が特定できる状況にした上で、不特定多数が閲覧可能な状態にしていました。

このような行動は私の名誉を毀損する行為であると共に、陳情に賛同して下さった605名の皆様の想いを踏みにじる行為であると考えます。

またこれは今回に限った話ではありません。

本陳情者は度々議会や委員会等の映像を加工し、自身のフェイスブックやYOUTUBE等で他者を誹謗するような内容と共に公開をしています。

本陳情者は議会モニターにも名を連ねておられますが、議会中継の転載や加工は議会事務局の許可の下で行われていることなののでしょうか。

もし無断で議会の様子を転載し他者を貶めるために利用しているのであれば、議会モニターとしての資質にも疑問を持たざるを得ません。

この件についても本意見書をもって併せて調査・回答いただくようお願いいたします。



令和 3 年 3 月 22 日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様



小野田中央青果仲買人組合
組合長 高橋 泰男

「地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書」について

私どもが先日提出いたしました標記陳情書について再度議論を行っていただくよう要望いたします。

先日の産業建設委員会にて標記陳情が取り上げられましたが、その内容は私たちの望んでいたこととは大きな隔たりがあり、このままでは陳情に共感いただいた 605 名の署名協力者の方々へ結果を報告することが出来ないと考えています。

以下を参考に私たちの陳情の意図を正しく汲んでいただき再度議論を実施いただくようお願いいたします。

1. 事実のみを客観的に見て議論していただくようお願いいたします。

私たちは行政へ見解を問うことや、仲介役を期待しているものではありません。

行政からはすでに何度も「説明会の要望」を拒否されており、また「協議の場の取り持ちのお願い」についても文書にて明確に拒否をされています。

議会に於いては私どもが署名活動や陳情に至った経緯を考慮いただくようお願いいたします。

なお客観的な判断に追加資料が必要であれば、様々な関連書類を提出する用意もあります。

2. 先日の委員会における「取り上げるのに苦慮しているところ」という発言に抗議致します。

個別の話し合いを促す発言等もありましたが、本当に陳情に目を通した上での発言なのでしょうか。

議会は「地方公共団体の適正な運営」のため「地方公共団体の機能および執行機関を監視する役目」を持っていると認識しています。

議会にその役割遂行を期待し、行政の計画の是非を問う本陳情に対しての発言とは思えません。

また一部議員からは笑いながらの発言があったことなども、到底真剣な議論がなされているとは思えない理由であることも付け加えておきます。

3. 議会として今推進中の「民間運営計画」を是とするのか否とするのか、結論を示していただくようお願いいたします。

議会に於いては「計画の推進が正しく行われているのか」「見直すべきところはないのか」を純粹に議論していただき、今計画を「このまま進めるべき」なのか「見直すべき」なのか明確な結論を示していただくようお願いいたします。

私たちは「市場は山陽小野田市にとって必要不可欠なもの」であり、またその役割は非常に大きなものだと考えています。

しかしながら現計画での新市場は、仲買人申し込み数ゼロ（先日の県への確認結果）、全附属営業人の 3 月 31 日退去、出荷者への具体的な出荷方法の通知は未だなし、という状況です。

議会におかれましてはもう一度本陳情について議論いただき、605 名の陳情賛同者へ明確な答えを示していただくようお願いいたします。



政務活動費の手引

平成 3 0 年 4 月

山陽小野田市議会

政務活動費の概要

1 政務活動費について

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項及び山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、地方公共団体の議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として議員に対して地方公共団体から交付されるものです。

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割はますます重要なものとなりました。そこで、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されました。そして、平成24年の地方自治法改正の際に、政務調査費は政務活動費と名称を改め、使途も「調査研究」に限られていたものが「調査研究及びその他の活動」に拡大されました。

ただし、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであるということから、議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動、それから私人としての活動のための経費などは対象にすることができません。

※ 地方自治法第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 政務活動費交付の概要（政務活動費の交付に関する条例参照）

（１） 政務活動費の交付先（条例第２条）

会派及び無所属議員

（２） 政務活動費の額（条例第３条、７条、９条、１１条）

各月１日を基準日とし、月額６，０００円の当該年度分を交付

（会派の場合は所属議員の数を乗じる）

（３） 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第１３条）

調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費

（４） 収支報告書の提出（条例第１５条）

３月３１日現在で政務活動費に係る収支報告書を作成し、領収書の原本等を添付して、当該交付を受けた年度の翌年度の４月３０日までに議長に提出（年度の途中において会派の解散又は無所属議員でなくなった場合は、当該会派が解散した日又は無所属議員でなくなった日現在で作成し、３０日以内に提出）

（５） 情報の公開（議会基本条例第２５条、条例施行規程第８条）

政務活動費の透明性を確保するため、議長に提出された収支報告書及び領収書等の写しを議会事務局に閲覧用として備え付け、市議会ホームページに掲載し公開します。

3 具体的な事務の流れ

- (1) 政務活動費交付申請： 会派の代表者又は無所属議員が市長に対して政務活動費の交付を申請



- (2) 請 求： 市長は、その申請内容が適当であることを審査して交付決定を行う。会派の代表者及び無所属議員はその交付決定に基づいて請求書を市長に提出



- (3) 政務活動費の交付： 請求書に不備がなければ当該年度分の政務活動費を交付



- (4) 収支報告書の提出： 政務活動費に係る収支報告書、領収書等を議長に提出（先進地視察に充てた場合は、行程表、視察報告書等を添付）



- (5) 政務活動費の返還： その年度の収支の結果、政務活動費に残余額があるときは速やかに返還しなければならない。

また、年度の途中（基準日以前）において会派の解散、所属会派からの脱会、辞職、死亡等により会派の所属員数が減少し、政務活動費が減額となった場合や無所属議員が無所属議員でなくなった場合も同様に減額分が返還対象となる。

政務活動費の預金口座で生じる預金利子は、政務活動費として使用できる。なお、使用しなかった場合は返還対象となる。

- (6) 会派に対する政務活動費の交付の変更申請

年度の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属員数に変更があったときは、当該会派の代表者は市長に対し政務活動費の交付の変更を

申請しなければならない。

4 政務活動費の支出に関する基本的な考え方

政務活動費の支出に当たっては次の項目に留意のうえ、会派及び無所属議員の責任において適切に取り扱うこと。

- (1) 市政に関する調査研究が目的であること。
- (2) 調査研究活動の必要性があること。
- (3) 政務活動費が公費であることを十分認識したうえで、調査研究活動に要した金額やその態様等に市民が理解できるような妥当性があること。
- (4) 適切な手続がなされていること。
- (5) 支出について説明ができるよう書類等が整備されていること。
- (6) 政務活動費（一部を含む）を充てたものについては、政務活動以外で使わないこと。
- (7) 調査研究活動は社会通念上妥当な範囲のものであることを原則としたうえで、要した費用の実費を支出すること。旅費についても実費とし、先進地視察や研修等で旅費の支出があるときは、事前に行程表等を議会事務局へ提出して協議すること。

5 説明責任

政務活動費は政務活動費の交付に関する条例に基づき、議長への収支報告書及び領収書等証拠書類の提出が義務付けられています。また、政務活動費の交付に関する条例施行規程には政務活動費に関する会計帳簿を5年間保管することが規定されています。

また、透明性確保の観点から政務活動費の交付を受けた会派又は無所属議員は、その使途に関して市民への説明責任を果たさなければなりません。そのため、政務活動費の使途については、議員が自律的に判断し、執行管理に努めなければなりません。なお、会派解散後の関係書類の保管は、当時の経理責任者が引き継ぐものとします。

政務活動費使途基準

平成 29 年 4 月 1 日施行

区 分	内 容	交付対象となる具体例
調査研究費	会派及び無所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	○先進地視察に係る交通費、宿泊費 ○調査委託料 ○研究会会場借上料、資料作成費 ○研究会出席負担金、交通費、宿泊費
研 修 費	会派及び無所属議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会に参加に要する経費	○研修会会場借上料、講師謝礼、資料作成費、通信運搬費 ○研修会出席負担金、交通費、宿泊費
広 報 費	会派及び無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	○市政報告会等会場借上料、茶菓子代、資料作成費、通信運搬費 ○会派及び無所属議員が発行する広報紙等の印刷製本費、通信運搬費 ○ホームページの作成・更新費
広 聴 費	会派及び無所属議員が行う住民からの市政及び会派及び無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	○広聴会会場借上料、茶菓子代、資料作成費、通信運搬費
会 議 費	会派及び無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派及び無所属議員としての参加に要する経費	○各種会議会場借上料、茶菓子代、資料作成費、通信運搬費 ○意見交換会等出席負担金、交通費、宿泊費
資料作成費	会派及び無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に関する経費	○資料の印刷製本費、翻訳料 ○資料作成に必要な事務機器及び消耗品の購入費又はリース代（パソコン・カメラ・文具等）
資料購入費	会派及び無所属議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	○図書・資料等購入費 ○新聞等購読料 ○有料データベース利用料
人 件 費	会派及び無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	○会派及び無所属議員が行う活動を補助するために会派及び無所属議員が雇用した者に対する賃金等
事務所費	会派及び無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	○事務所の賃借料、維持管理費、光熱水費、通信運搬費、事務機器購入費又はリース代

政務活動費から支出できない経費

区 分	具 体 例
交際費及びこれに類する経費	○^{せん}餞別、慶弔、寸志、見舞い ○年賀状購入・印刷費 ○名刺作成費
政党活動に関する経費	○党費、党大会参加費及び旅費 ○政党の宣伝活動に要する経費 ○政党活動に使用する資料等の作成・購入費
選挙活動に関する経費	○選挙活動に関する経費 ○後援会活動に関する経費 ○パンフレット、ビラ等の印刷及び発送費
挨拶・飲食が主な目的の会合等に関する経費	○新年会、落成式、記念パーティーの参加費 ○懇親会、親睦会等に要する経費
議員個人の私的活動に関する経費	○自治会費、××会会費 ○災害地への寄附・支援活動の参加経費 ○議員個人（無所属議員除く）の新聞購読料 ○主に私生活で使用する物品の購入費
その他	○政務活動と関係性が希薄な経費 ○議員個人（無所属議員除く）の広報紙 ○議員（無所属議員除く）が個人で主催する市政報告会等の開催経費 ○社会通念上不適切とされる経費（配偶者に対する人件費・旅費の支出等） ○適正な会計処理を逸脱する支出（多年度分の支出等）

1 調査研究費

内容

会派及び無所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費

支出できるもの

- ・ 先進地視察に係る交通費、宿泊費
- ・ 調査のために借り上げたマイクロバス、レンタカー代等
- ・ 調査業務の外部委託料
- ・ 研究会会場借上料、資料作成費
- ・ 研究会出席負担金、交通費、宿泊費

支出できないもの

- ・ 会派で承認されていない議員個人の調査旅費
- ・ グリーン車
- ・ 旅行傷害保険料

留意事項

- ・ 交通費、宿泊料は実費とすること。宿泊料は「山陽小野田市職員等の旅費に関する条例」に定められた金額 13,100 円を上限とし、宿泊料のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代は宿泊費に含むこと。
- ・ 調査活動に自家用車を使用した場合のガソリン代、高速道路通行料については実費とすること。
- ・ 調査旅費の領収書等については、交通費と宿泊費等、それぞれの明細が分かるものを添付すること。
- ・ 視察先への手土産代については 1 か所につき 2,000 円程度とすること。
- ・ 議員個人の研究のための調査等は会派内で調整すること。
- ・ 視察時におけるキャンセル料は、次の場合に認めること。
 - (1) 公務による場合
 - (2) 本人が病気や怪我等により取り止める場合
 - (3) 親族の病気や怪我によって本人が世話をしなければならない場合
 - (4) 親族の葬儀に出席しなければならない場合
 - (5) 視察先及び本市において天災が発生した場合

(6) やむを得ない事情により議長が認めた場合

- ・ 視察報告書は速やかに作成し、添付すること。
- ・ マイクロバス、レンタカー代等の借上げは、ほかに利用できる公共交通機関がない等の合理的な理由があること。
- ・ 外部に委託して調査研究を行うときは、業務委託契約書を作成すること。

2 研修費

内容

会派及び無所属議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

支出できるもの

- ・ 研修会会場借上料、講師謝礼、資料作成費、通信運搬費、茶菓子代
- ・ 研修会出席負担金、交通費、宿泊費
- ・ 研修会の参加費等に係る振込手数料

支出できないもの

- ・ 会派で承認されていない議員個人の研修旅費
- ・ グリーン車
- ・ 旅行傷害保険料
- ・ 政党活動に伴う党費、党大会賛助金、政党主催セミナーの会費等
- ・ 慶弔^{せん}餞別費等（病気見舞い、香典、祝い金、餞^{せん}別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状の購入費又は印刷等の経費等）
- ・ 個人の立場で加入している団体などの会費等（町内会費、PTA会費等）
- ・ 各種団体への寄附カンパ
- ・ 飲食を目的とする懇親会費（交通費、宿泊費を含む）
- ・ 研修会等の会場として不適当と考えられる場所で行われる会合に係る経費
- ・ 研修会等への一般参加者への食事代
- ・ 研修会等に参加し、その終了後に開催される飲食を伴う意見交換会の会費

留意事項

- ・ 交通費、宿泊料は実費とすること。宿泊料は「山陽小野田市職員等の旅費に関する条例」に定められた金額13,100円を上限とし、宿泊料のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代は宿泊費に含むこと。
- ・ 自家用車を使用した場合のガソリン代、高速道路通行料については実費とすること。
- ・ 旅費の領収書等については、交通費と宿泊費等、それぞれの明細が分かるものを添付すること。
- ・ 視察時におけるキャンセル料は、次の場合に認めること。

- (1) 公務による場合
 - (2) 本人が病気や怪我等により取り止める場合
 - (3) 親族の病気や怪我によって本人が世話をしなければならない場合
 - (4) 親族の葬儀に出席しなければならない場合
 - (5) 視察先及び本市において天災が発生した場合
 - (6) やむを得ない事情により議長が認めた場合
- ・ マイクロバス、レンタカー代等の借上げは、ほかに利用できる公共交通機関がない等の合理的な理由があること。
 - ・ 会派の了承を得た場合は、議員個人が参加した研修会に係る経費についても支出できるものとする。
 - ・ 原則として食事代や意見交換会等の会費は認められないが、研修出席者負担金の中に含まれ、かつ、負担金と食事代が分割できない場合は例外として認めるものとする。
 - ・ 政党が主催する研修会等については、参加資格が党員に限定されず、一般参加が可能であること。
 - ・ 山陽小野田市民に対する飲食の提供は公職選挙法で禁止されている寄付行為に該当するため、主催する研修会等の講師への食事等の提供に当たっては注意すること。
 - ・ 会派及び無所属議員が主催する研修会等については、開催日時、場所、参加人数、内容、開催に要した経費を記載した報告書を提出すること。また、議員が飲食した分については政務活動費から支出しないこと。
 - ・ たとえ貴重な情報交換や懇談の場であるとしても、議員同士の懇親会は研修費には当たらないこと。
 - ・ 茶菓子代は、参加した市民に対するものとし、湯茶、お茶請け程度の茶菓子代とすること。
 - ・ 会場借上料には冷暖房料も含めるものとする。

3 広報費

内容

会派及び無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

支出できるもの

- ・ 市政報告会等会場借上料、資料作成費、通信運搬費、茶菓子代
- ・ ホームページの作成費、更新費
- ・ 会派及び無所属議員が発行する広報紙等の印刷製本費、通信運搬費

支出できないもの

- ・ 報告会等の会場として不適当と考えられる場所で行われる会合に係る経費
- ・ 特定の団体（政党、後援会等）の構成員のみを対象とする広報紙や報告会に係る経費

留意事項

- ・ 広報紙及びホームページに政務活動以外の活動等に関する掲載をしている場合は、支出できないこと。
- ・ 会派の了承を得た場合は、議員個人が発行する広報紙及びホームページの作成、維持管理に係る経費についても認めること。
- ・ 広報紙、ホームページ（会派の了承を得たものも含む）には会派名又は個人名を掲載し、会派代表者又は個人（発行責任者）の連絡先を発行元の連絡先として掲載すること。
- ・ 広報紙を作成した場合は、成果品を一部提出すること。
- ・ 外部に委託して広報紙を作成する場合は、市内の業者を優先すること。
- ・ 印刷物等を発送する際は、原則として切手を使用せず別納郵便等による窓口払いとすること。
- ・ 切手、はがきを購入した場合は切手等使用台帳に必要事項（月日、件名等）を記入し、出入の数量の管理をするとともに、支出伝票にも使用目的や内容を記載するものとする。なお、年度末に未使用のものは現品相当額が返還の対象となるので留意すること。

4 広聴費

内容

会派及び無所属議員が行う住民からの市政及び会派及び無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

支出できるもの

- ・ 広聴会会場借上料、資料作成費、通信運搬費、茶菓子代

支出できないもの

- ・ 広聴会、住民相談会等の会場として不適当と考えられる場所で行われる会合に係る経費
- ・ 飲食を目的とする懇親会費

留意事項

- ・ アンケートの作成費等を計上する場合は、成果品を一部提出すること。
- ・ 外部に委託してアンケートを作成する場合は、市内の業者を優先すること。
- ・ 意見交換会等で会場借上料を計上する場合は、名称、開催日時、会場、参加議員名、及び参加人数、開催に要した経費を記載した書類を提出すること。

5 会議費

内容

会派及び無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派及び無所属議員としての参加に要する経費

支出できるもの

- ・ 会場借上料、資料作成費、通信運搬費、駐車場代
- ・ 会派及び無所属議員が行う会合に要する経費
- ・ 意見交換会等出席負担金、交通費、宿泊費

支出できないもの

- ・ 会派で承認されていない議員個人の会議旅費
- ・ グリーン車
- ・ 旅行傷害保険料
- ・ 会議の会場として不適当と考えられる場所で行われる会合に係る経費
- ・ 会議における一般参加者への食事代
- ・ 飲食を目的とする懇親会費
- ・ 会議終了後に開催される飲食を伴う意見交換会等の会費、交通費、宿泊費

留意事項

- ・ 交通費、宿泊料は実費とすること。宿泊料は「山陽小野田市職員等の旅費に関する条例」に定められた金額13,100円を上限とし、宿泊料のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代は宿泊費に含むこと。
- ・ 自家用車を使用した場合のガソリン代、高速道路通行料については実費とすること。
- ・ 旅費の領収書等については、交通費と宿泊費等、それぞれの明細が分かるものを添付すること。
- ・ 会派の了承を得た場合は、議員個人の会議に係る経費についても支出できるものとする。
- ・ 視察時におけるキャンセル料は、次の場合に認めること。
 - (1) 公務による場合
 - (2) 本人が病気や怪我等により取り止める場合
 - (3) 親族の病気や怪我によって本人が世話をしなければならない場合

- (４) 親族の葬儀に出席しなければならない場合
- (５) 視察先及び本市において天災が発生した場合
- (６) やむを得ない事情により議長が認めた場合
- ・ マイクロバス、レンタカー代等の借上げは、ほかに利用できる公共交通機関がない等の合理的な理由があること。
- ・ 会議における会場借上料を計上する場合は、名称、開催日時、会場、参加議員名、参加人数及び開催に要した経費を記載した書類を提出すること。

6 資料作成費

内容

会派及び無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に関する経費

支出できるもの

- ・ 資料作成に伴う印刷製本費、翻訳料
- ・ 資料作成に必要な備品（事務機器）、消耗品等の購入費又はリース料（パソコン、コピー機等）。また、それらに係る必要経費（トナー、保守点検料、修理代等）

支出できないもの

- ・ 事務機器等に係る保険料
- ・ 選挙活動に属する費用
- ・ 後援会や政党が発行する印刷費用
- ・ 儀礼、交際に属する印刷物等

留意事項

- ・ 政務活動費（一部を含む）で購入した備品、消耗品等については、政務活動以外で使用しないこと。
- ・ 資料作成委託については、委託先、委託期間、委託内容、委託金額等が記載された委託契約書等を作成し、その写しを提出すること。（契約者は会派の代表者又は所属議員及び無所属議員とする）
- ・ 備品及び消耗品等の購入や資料作成の外部委託は、市内業者を優先すること。

備品の取扱い

・ 備品の定義

備品は資料の作成や事務所に必要なもので、その性質又は形状を変えることなく比較的長期（2箇年程度以上）の使用に耐えるものとし、その取得価格が1品1万円以上の事務機器とする。

・ 備品の管理

購入した備品は、経理責任者が備品台帳に品名、数量、単価等を記録し、適切な場所で保管しなければならない。

耐用年数の経過前での買い換えは、正当な理由がなければ、できないものとする。

耐用年数の経過後に不用となった備品は、会派又は無所属議員の判断で処分することができる。

備品を任期満了の直前に購入することがないようにする。

次の時点で耐用年数を経過していない備品は、議会事務局に返納する。

- ・ 会派が解散したとき。
- ・ 無所属議員が辞職したとき。
- ・ 議員の任期が満了したとき。ただし、次の任期も前の任期と同様に無所属議員である場合及び次の任期に前の任期の会派を継承する会派があり、備品の引き継ぎができる場合は除く。

議会事務局は引き継ぎ先がない備品を保管し、これを必要とする会派又は無所属議員に移管することができる。

議会事務局が保管する備品を必要とする会派又は無所属議員が複数ある場合は抽選により移管先を決める。

(参考)

【品目 耐用年数】

パソコン（※パソコン周辺機器類を含む） 4年

デジタルカメラ 5年

コピー機、印刷機 5年

FAX 5年

ボイスレコーダー 5年

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第1機械及び装置以外の有形減価）

7 資料購入費

内容

会派及び無所属議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

支出できるもの

- ・ 書籍（領収書には本の名称が必要）
- ・ 新聞（領収書には新聞の名称が必要）
- ・ 雑誌（領収書には雑誌の名称が必要）
- ・ 有料データベース利用料

支出できないもの

- ・ 政務活動に適さない図書等
- ・ 書画、骨董に類するもの
- ・ 所属する政党の機関誌
- ・ スポーツ新聞
- ・ 自己啓発的な意味合いのある図書等

留意事項

- ・ 政務活動費の対象となる新聞代は、市政に関連し調査研究に資すると認められるものであること。
- ・ 会派が調査研究のために新聞を購読する場合、2紙分までは政務活動費として認めること。ただし、会派全員が読める状態にしておくこと。
- ・ 無所属議員が調査研究のために新聞を購読する場合、1紙分は自己負担とし、それ以外の2紙分までを政務活動費として認めること。ただし、領収書は1紙分（自己負担分）から添付すること。
- ・ 一定期間の購読料の支払いが伴う定期刊行物の購読契約を行う場合、その期間は単年度会計の原則から当該年度に収まらなければならない。契約期間がまたいでいる場合の支出については、3月購読分までは現年度に支出、4月以降の購読分は翌年度に支出し、金額は月数に応じて案分すること。
- ・ 住宅地図等、私的活動や選挙活動等にも利用できるものについては、政務活動以外に使用しないこと。
- ・ 書籍、CD、DVD等を購入する際には領収書等にその名称やタイトルを記載すること。
- ・ 個人から購入したものについては認めないこと。
- ・ 購入に当たっては市内業者を優先すること。

8 人件費

内容

会派及び無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

支出できるもの

- ・ 会派及び無所属議員が行う活動を補助するために雇用した職員の賃金
- ・ 研修会等の受付などのアルバイト代

支出できないもの

- ・ 政務活動以外の業務（政党活動や後援会活動など）の雇用に要する経費

留意事項

- ・ 雇用契約書を作成すること。
- ・ 勤務日数が分かるように出勤簿などを作成し保管すること。
- ・ 雇用した職員を政務活動の補助業務以外の業務にも従事させている場合は、就業時間の割合に応じて案分して支払うこと。
- ・ 議員の配偶者、親族を雇用することは誤解を招くおそれがあることから避けること。

9 事務所費

内容

会派及び無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

支出できるもの

- ・ 事務所賃借料、維持管理費、光熱水費、通信運搬費、備品（事務機器）購入費又はリース代

支出できないもの

- ・ 議員の自宅、議員本人及び議員の家族が所有する物件に対する事務所賃借料
- ・ 市議会議員選挙に使用する期間（選挙運動期間中及び投票日）の事務所費

留意点

- ・ 充当の可否は当該事務所を政務活動に使用しているかどうかで判断することとなり、以下の要件を満たすこと。
 - （１） 外観上の形態を有していること。（〇〇議員事務所等の看板設置等）
 - （２） 事務所としての機能を有していること。（事務・応接スペース、事務備品等）
 - （３） 賃貸契約の名義人が議員又は会派であること
- ・ 備品の取扱いは「6 資料作成費」（p15～p16）に記載のとおり

令和 3 年第 2 回（6 月）定例会議案名（案）

市長提出案件（議案 14 件、報告 6 件）

○総務文教常任委員会所管（5 件）

- (1) 議案第 49 号 山陽小野田市庁舎建設整備基金条例の制定について
(総務)
- (2) 議案第 50 号 山陽小野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(総務)
- (3) 議案第 51 号 山陽小野田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(人事)
- (4) 承認第 4 号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- (5) 承認第 5 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)

○民生福祉常任委員会所管（3 件）

- (1) 議案第 47 号 令和 3 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について
(高齢)
- (2) 議案第 52 号 山陽小野田市立サッカー交流公園条例の一部を改正する条例の制定について
(文ス)
- (3) 議案第 53 号 山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
(子育て)

○産業建設常任委員会所管（1 件）

- (1) 議案第 48 号 令和 3 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 回）について
(公営)

○一般会計予算決算常任委員会所管（2 件）

- (1) 議案第 46 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 4 回）について
(財政)
- (2) 承認第 3 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 3 回）に関する専決処分について
(財政)

○人事案件（３件）

- (1) 同意第１号 山陽小野田市副市長の選任について (人事)
- (2) 同意第２号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について (人事)
- (3) 同意第３号 山陽小野田市監査委員の選任について (人事)

○報告（６件）

- (1) 報告第３号 繰越明許費予算の繰越しについて (財政)
- (2) 報告第４号 繰越明許費予算の繰越しについて (高齢)
- (3) 報告第５号 病院事業会計建設改良費予算の繰越しについて (病院)
- (4) 報告第６号 水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて (水道)
- (5) 報告第７号 工業用水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて
(水道)
- (6) 報告第８号 下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて (下水)

●行政報告

- (1) 山陽小野田市土地開発公社の令和２年度決算概要及び令和３年度事業計画概要について (土木)

代表質問の実施について

1 代表質問とは

代表質問は、会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所信、見解を求めるものである。

代表質問の内容については、会派内で事前に政策論議を十分行い、その結論を発言すべきであり、これによりその会派の政策を知ることができる。発言する議員に一任する方法では個人質問と同じで、代表質問とはいえない。

代表質問をすることにより会派内の政策論議が活発になる。

代表質問は、市の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は他の議員の一般質問や委員会での審査に任せ、また、重複しないようにする必要がある。

2 実施内容

(1) 実施時期

- * 6 月定例会

(2) 質問内容 施政方針について

- * 通告は「1、令和3年度施政方針について」とする。
- * 施政方針に記載している事項と関連のないものは通告しない。

(3) 質 問 者 会派のうちから1人（現状では最大4人）

- * 最初の一括質問のみ登壇する。
- * 冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べる。

(4) 質問時間 1人当たり60分以内

(5) 質問方式 一括質問方式

(6) 答 弁 者

- *最初に総括的な答弁を市長が行い、その後、必要に応じて詳細部分について、市長又は担当参与が答弁する。

(7) そ の 他

- ・ 会派を構成していても代表質問をしないことができる。
- ・ 他の会派の質問と重複しないよう、できる限り調整する。
- ・ 通告書の提出は、下記のとおりとする。

5月21日（金）	正午まで	代表質問通告書の提出、抽選
5月24日（月）	正午まで	代表質問趣旨書の提出
〃	午後1時から	質問者間での質問の調整
〃	午後2時から	聞き取り（午後5時まで）

令和 3 年第 2 回（6 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
5	20	木	午前 10 時	本会議	・ 会期の決定 ・ 諸般の報告（行政報告、事務報告） ・ 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・ 同意 3 件を一括上程、提案理由の説明、説明、質疑、討論及び採決 ・ 報告 6 件を一括報告及び質疑 ・ 令和 3 年度施政方針並びに議案 11 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
5	21	金		休 会	・ 一般質問通告締切（正午まで） ・ 代表質問通告締切（正午まで）
			午後 2 時	委員会	議会運営委員会
5	22	土		休 会	
5	23	日		休 会	
5	24	月		休 会	・ 一般質問聞取（正午まで） ・ 代表質問趣旨書締切（正午まで） ・ 代表質問聞取（午後 5 時まで）
5	25	火	午前 9 時	委員会	・ 総務文教常任委員会 ・ 一般会計予算決算常任委員会 ・ 総務文教分科会
			午前 10 時	委員会	・ 産業建設常任委員会 ・ 一般会計予算決算常任委員会 ・ 産業建設分科会
5	26	水		休 会	
5	27	木		休 会	
5	28	金	午前 10 時	本会議	・ 付託案件（議案第 48 号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決
			本会議終了後	委員会	・ 民生福祉常任委員会 ・ 一般会計予算決算常任委員会 ・ 民生福祉分科会

5	29	土		休 会	
5	30	日		休 会	
5	31	月	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会 新型コロナウイルス感染症対策分科会
6	1	火		委員会	・委員会予備日
6	2	水	午前9時30分	本会議	・代表質問（人）
6	3	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
6	4	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
6	5	土		休 会	
6	6	日		休 会	
6	7	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
6	8	火		休 会	
6	9	水		休 会	
6	10	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
6	11	金	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
6	12	土		休 会	
6	13	日		休 会	
6	14	月		休 会	・議事整理日
6	15	火	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・選挙管理委員会の委員の選挙及び同補 充員の選挙について ・閉会中の調査事項について

令和3年5月6日

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

山口県山陽小野田市大字西高泊1198番地10

Yフーズ株式会社

代表取締役 山崎 敏彦

抗議文、要望書の取り消しについて

令和3年2月22日の本会議場での山田伸幸議員の弊社に対する発言で、抗議文を令和3年3月2日に提出しておりましたが、社内の会議の結果、抗議文を取り消しをすることに決定致しました。

また、令和3年3月18日に山陽小野田市議会に山田伸幸議員の不適切発言の確認、不適切発言の取り消し、謝罪、議員各位の事実の周知を要望書を提出させて頂きましたが、抗議文と内容が重なる為、こちらも取り消して下さい。



令和2年12月3日付 市議会モニター：藤永幸成

モニターからの意見	議会の考えと対応
11月26日の議会運営委員会を拝聴して思ったこと 1. 山陽小野田市議会基本条例について ア. 山陽小野田市議会基本条例（以下、「基本条例」という。）中には、山陽小野田市（地方公共団体）の執行機関に対する監視する機能や執行機関と相互にけん制し合う機能についての明文が見当たらないと思いますが、いかがでしょうか。 イ. 第9条に定める「政策討論会」について、出席委員の皆様の共通認識として、当該協議が長期間にわたって実施されていないとするものでしたが、普段の委員会協議や本会議での討議は、これに類するものではないのですか。 ウ. 第9条1項中に規定される「共通認識…図り」とは、どのような事象を指すのでしょうか。政策討論会の場において「共通認識」が必要なのでしょうか。 2. 市議会や各種委員会について 前1. アに記述しました「執行機関に対する監視やけん制機能」について、十分に発揮できているとの共通認識を共有されているのでしょうか。 議会運営委員会を公開していることは、執行機関に対して持つべき緊張感を放棄されているようにと思いますが、いかがでしょうか。 相手に手の内を公開すれば、相手は楽勝だと思います。	前文に明記しています。また、前文を具現化する内容を条文に含んでいます。 第9条で指す政策討論会は、会派にあっては会派代表者が、会派に属さない者にあつてはその者が議長に議題を申し入れて実施されるもので、本会議や委員会での討議とは違うものです。 政策討論会の趣旨である政策立案や政策提言を推進するためには、共通認識が必要と考えます。 議会運営委員会の趣旨上、議長の諮問事項を審議することが主であり、公開することが執行機関に対して緊張感を放棄していることにはならないと考えます。

3. 議会等の質問時間について 議会等の質問時間について、午前中の時間を12時から12時20分まで延長すべきとの意見について、質問が途中で途切れることに対する傍聴者からの苦情を一因に掲げ、半ば強行的に外部委員の意見を排除し、20分の延長を決定されたように拝聴しました。 これに関しまして、次の意見を述べさせていただきます。 ア. 質問が途中で途切れないための方策として、昼休憩を挟まず質問を継続されてはいかがでしょうか。 イ. 質問時間の延長に伴う対応として、関係する一般職員全員に対し、対価支給若しくは休暇付与を立法制度化する。 ウ. ごく一部の苦情により、多数の関係者に不利益を被らせる可能性がある規定は意味を持たないので、全て廃止されてはいかがでしょうか。	現在、アの方法で運用しています。
---	-------------------------

モニターからの意見	議会の考えと対応
意見と質問 前々から、「議員活動」と「議会活動」の違いが分かりにくく感じています。 即ち「議員」と「議会人」の違いです。 これを踏まえてモニター活動をしなけなければならないと考えていますが、よく分かりません。 議員皆さんの共通認識として、いかなるものか教えてください。	議会人とは組織の中の一人のことであり、議員とは個人一人のことであると考えます。

モニターからの意見	議会の考えと対応
1. 一般質問時のマスク適用除外について 昨年12月定例会より、議場も完成して、コロナ対策も取られた中での一般質問でしたが、マスクを着用しての声が聞き取りにくい場面が何度もありました。 当然、健康被害を及ぼす可能性が高くなるのであれば問題ですが、いかがでしょうか。 議員の発言は、私たち市民になじみのない言葉も多く、ちょっとしたことで理解できない場面がありますし、しゃべり方がもともと聞き取りにくい方もいらっしゃいますので、御検討ください。 2. 政策討論会の開催について 長い期間政策討論会が開催されておりましたが、22名の議員の皆さんは、政策が全て一致しているのでしょうか。言論の府と言いながら、この開催が定期的に実行されないのは、議員の怠慢と受け取られかねません。 先般「日本国旗掲揚について」が最後だったのでしょうか。これにしても「十分な」議論がなされていたのでしょうか。 開催方法が委員会提案なのか、議運提案なのか、複数名の議員提案なのか、内容の決定方法は様々ですが、その動きが見えないことは残念でなりません。御検討ください。 3. 会派の意味について 山陽小野田市議会における「会派」の存在理由、その必要性について、その定義を教えてください。 また、現行会派のその主張もホームページに掲載することで、市民にも議会におけるそれぞれの会派の基本的主張が分かり、まさに開かれた議会を一步前進させることにつながるのではないのでしょうか。御検討ください。	コロナ対策は重要と考え、マスク着用は維持したいと考えます。 マスク着用とした場合でも、相手に聞き取りやすいように、はっきり発言するように気を付けていきます。 最近、政策討論会を行っていません。今のままでは政策立案に至らないため、どのような方法があるか考えていきます。 会派は、政策を中心に同一の理念を共有して、政策立案及び政策提言に資するものです。 掲載については、貴重な御意見として承ります。

全議M1第10号
令和3年2月12日

市議会議長各位

全国市議会議長会
会長 野 尻 哲 雄

標準市議会会議規則の一部改正について

去る2月3日に書面開催いたしました第222回理事会・第111回評議員会合同会議においてご了承いただきました標準市議会会議規則の一部改正について、別添のとおり通知いたします。

今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行ったものです。

各市議会におかれましては、改正の趣旨をご理解の上、早期の市議会会議規則の改正について適切にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、今回の欠席事由に係る改正は、平成27年の改正により本会議及び委員会の欠席事由として「出産」が明文化されたこと等を踏まえて行われたものであることに鑑み、会議規則において「出産」を欠席事由として明文化されていない市議会におかれましては、今回の標準市議会会議規則の改正を機に、その明文化について改めてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、欠席事由に係る会議規則の改正に止まらず、議員活動と家庭生活との両立支援など住民が議員活動をしやすい環境づくりは、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促す環境整備の一環として重要なことだと存じます。

いくつかの市議会では、女性模擬議会の開催やハラスメント防止研修などに取り組まれているところですが、各市議会におかれましては、それぞれの市の実情を踏まえ、男女を問わず議員活動をしやすい環境づくりへの取組について、適切な配慮をいただきますようお願い申し上げます。

本会といたしましても、引き続き、このような取組に対する地方財政措置の拡充を要望して参ります。

全国市議会議長会

企画議事部 本橋・篠田・内田

TEL : 03-3262-2303

FAX : 03-3263-5751

標準市議会会議規則の改正について（欠席の届出関係）

改正の理由

令和2年12月25日、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、地方議会議員の本会議や委員会への欠席事由として標準会議規則において明文化されている出産について、産前・産後の期間にも配慮した規定とするよう、政府から本会はじめ三議長会に要請することとされた。併せて、育児や介護等についても、欠席事由として同規則への明文化を要請することとされた。12月23日には、担当大臣はじめ政府与党から本会の会長に要請がなされた。

それ以前にも、「第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）や「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」（令和2年9月）において、女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、標準会議規則に出産、育児、介護等を明文化すべきとの指摘がなされていたところである。

本会ではこれまでも、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進することが議員のなり手の確保にもつながるとの観点から、政府において必要な環境整備等を図ることを求めてきた経緯がある。基本計画の記載は、本会要望の趣旨と軌を一にするものであり、政府与党からの要請を受け止め、これに沿った対応を図ることが適当である。

このような基本的考え方に立って、標準市議会会議規則第2条及び第91条を以下のとおり改正する。

新	旧
(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> (欠席の届出) 第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u> 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u>	(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u> (欠席の届出) 第91条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u> 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u>

改正の考え方について

1. 女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化するものである。

「看護」「介護」等については、高齢化と世帯の縮小が進む中、男女、年齢を問わず必要となる事由と考える。

出産については、医学的な知見を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を明文化することが適当と考えられ*、この点において他の欠席事由とは異なる事情を有することに鑑み、これまで通り第2項に規定することとする。

*産前産後の期間における母体の健康維持・回復に必要な期間について、配慮する必要。
(厚生省「母性保護に係る専門家会議報告書」(平成8年10月)参照)

なお、「配偶者の出産補助」については、「看護」「介護」に準じる事由と理解できること、加えて、令和2年12月15日閣議決定の「全世代型社会保障の方針」において、妻の出産直後の育児休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとされ、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図るとされていることなどを踏まえたものである。

2. 上記の改正に併せて、規定の整備を行う。現行標準会議規則では、「出産」以外の具体の欠席事由を明文化せず、本会議や委員会に出席できない事由を一括して「事故」と総称してきたが、法令上の「事故」*概念と一般社会における「事故」概念に隔たりがあり、「事故」という言葉の使用に違和感があるという意見も多い。

このため、参議院規則や他の議長会の標準会議規則との整合性にも配慮しつつ一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として、「公務」「疾病」を例示するとともに、「事故」を「その他のやむを得ない事由」に改める。

*使用例として、地方自治法第106条では、議長の職務遂行が困難な事由を「事故」としている。

参考 標準都道府県議会会議規則(令和3年1月27日改正)

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

参考 衆議院規則

第185条 議員が事故のため出席できなかったときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

- 2 議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に提出することができる。

参考 参議院規則

第187条 第1項 略

- 2 公務、疾病、出産その他一時的な事故によって議院に出席することができないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出しなければならない。

改正後の運用等について

1. 欠席事由等について

- (1)「公務」については、議会の開会中、会議を欠席しても、議員派遣（地方自治法第100条第13項）や委員派遣（標準市議会会議規則第106条）、広域連合や一部事務組合の議会への出席、議会代表としての正副議長による会議等への出席などが必要とされる事態を想定している。

具体的にどのような事態がこれに該当するかについては、本会議や委員会より優先せざるを得ない状況か否かを事案ごとに判断することになる。

なお、議員派遣・委員派遣の議決により欠席届の提出を不要と解せるため、「公務」を加えることは必要ないという意見もあったが、議員派遣・委員派遣の手續と欠席届の手續は別目的のものであること、参議院規則でも議員派遣・委員派遣を含む「公務」を欠席事由として設けており、規則上、「公務」による欠席届を提出しなければならないとされていることから定めたものである。

- (2)「疾病」については、病気による欠席のほか、怪我による欠席も含まれると解している。なお、同様の規定を設けている参議院規則においては、怪我の場合も疾病としての欠席届を受理する解釈・運用がなされている。

- (3)「育児」「看護」「介護」については、主として議員の家族に対する「育児」「看護」「介護」の必要性が生じた場合を想定しているが、家族関係や居住形態の多様化により、地域ごとにその考えが異なる場合も予想されるため、必ずしも家族だけに限定せず、その範囲は地域の実情を踏まえて判断することが適当である。

実際に欠席届があった場合、その欠席事由がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先するものか、各地方公共団体の職員に対する規則なども参考に、具体の事例に即して、個別に判断されることになる。

- (4)「疾病」「育児」「看護」「介護」を通じて、それぞれを欠席事由とする場合の欠席日数についても、対象者の状態により異なるため、それぞれの事由に対する欠席期間を一律に提示することが困難である。

事由が生じた都度、議長等が既定の手續に従い、その欠席日数がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先して必要とされるか、具体の事例に即して個別に判断されることになる。この点については、(3)と同様である。

- (5)「配偶者の出産補助」については、議員の配偶者が出産する際の入退院、出産等の付添などにより欠席する場合を想定している。

- (6)「その他のやむを得ない事由」については、上記の事由以外で欠席する場合であるが、どのような事由が「やむを得ない事由」に該当するかは、過去の市議会における事例などを参考に、各市議会が個別に判断することになる。

なお、今回の改正は、女性はじめ多様な人材の議会への参画を促す環境整備の観点から行ったものであり、「忌引き」や「災害」は例示として挙げていないが、各市の実状に応じてこれらを例示として規定することは差し支えないものと考ええる。

- (7)欠席に関する届出の方法や書類（ex 医師の診断書など）添付の必要性、「育児」「看護」「介護」を欠席事由とする場合の対象者や欠席期間についての考え方など、欠席に関する具体的な手續において必要となる事項については、これらに関係する法律（育児・介護休業法）や各地方公共団体の職員に対する規則などを参考に、各市議会において要綱や規程の制定で対応することが考えられる。

また、欠席届の提出時期については、出産については、予定日があらかじめ判明することから、「あらかじめ」と規定したものであるが、その他の事由についても事由の内容や状況により、あらかじめ判明する場合もあることから、「あらかじめ」という規定がないことをもって事前の提出ができないとする趣旨ではない。従来からの運用に基づいて対応することになる。

2. 産前産後の欠席期間の運用について

会議規則第2条第2項の規定は、出産を予定している女性議員が、出産のために欠席するとき、産前6週、産後8週を欠席期間の上限として設けたものであるもので、本人の意思によりこの期間未満の範囲を定めて欠席することも可能と解する。

また、議員の住民代表としての職責を考慮し、議員の意思による産前産後の会議への出席を可能とするため、産前産後の期間を連続して取得する場合だけでなく、分割して取得することも可能と解する。

産前6週産後8週の欠席期間については、医学的な知見を踏まえ、母体の健康維持・回復に必要な期間として設けたものである。

具体的な運用については、例えば、出産が予定日より遅れ、産前の欠席期間の6週間を超えた場合は、再度、欠席届を提出し当該超えた期間についても産前休暇として扱うことができると考える。しかし、出産が予定日より早く、例えば5週間で出産した場合、残りの1週間を産後の8週間に繰り越す(合計で産後9週間)ことはできないと考える。

標準市議会会議規則の考えは以上であるが、各市議会の判断で、例えば当該市の職員に対する該当規則に準じて産前産後とも8週とすることが、必ずしも否定される訳ではないと考える。

なお、欠席の届出方法や医師の診断書添付の要不要など具体的な手続等については、各市議会において、要綱や規程であらかじめ定めておくことが望ましいと考えており、本会としても今後、これらの制定状況に関する調査の実施を予定している。

3. 欠席期間中の議員活動について

いずれの欠席事由にせよ、欠席期間中の行為が、それぞれの欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならない。

とりわけ、長期に及ぶ産前産後の欠席期間を設ける趣旨は、女性議員が安心して出産し、産後の健康を母子ともに保持できる環境を整備することにある。したがって、産前産後の欠席期間中の議員活動やその他の行為は、その趣旨に沿ったものであることが求められる。例えば、本会議を欠席する一方、現地視察、所属政党の会議や後援会活動への参加、街頭演説などを行うことは、欠席に係る制度の必要性や信頼性を損ねることにつながりかねないため、欠席期間中の活動や行為については、その必要性等を十分吟味するとともに市民の批判を招くものとならないか深慮して慎重に対処する必要がある。

4. 産前産後の欠席期間中の議員報酬について

議員の報酬の額及びその支給方法は、条例で定めることになっている(地方自治法第203条第4項)。今回の規則改正とその運用に伴い、既に長期欠席議員の報酬減額条例を制定している市議会などにおいては、出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象に追加するか否かについて、議論が提起される可能性があることに留意する必要がある。

なお、既に出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象から除外している市議会もあるため、本会としても今後、これに関する詳細な調査を行うことにしている。

標準市議会会議規則の改正について（請願書への押印関係）

改正の理由

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、地方議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当である。

この様な観点から、標準市議会会議規則の見直しを行い、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改める改正を行う。また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行う。

新旧対照表

新	旧
（請願書の記載事項等） 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 4 省略 5 省略	（請願書の記載事項等） 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、請願者が押印をしなければならない。 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 3 省略 4 省略

改正の考え方について

標準市議会会議規則第139条第2項では、従来から請願紹介議員に署名又は記名押印を求めていること、また、標準都道府県議会会議規則では、従来から請願紹介議員及び請願者に対して署名又は記名押印を求めていることを踏まえた改正である。

加えて、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり問題が多いことも、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととした理由である。

参考 標準都道府県議会会議規則

第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 省略

参考 衆議院規則

第171条 請願書には、請願者の住所氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

第173条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

*衆議院ホームページで、「請願者の住所氏名を記載してください。氏名は自筆によることが原則です。印刷された文字などによる場合や複写されている場合は押印が必要です。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

参考 参議院規則

第162条 請願書は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載したものでなければならない。

*参議院ホームページで、「請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロやゴム印などによる場合や複写されている場合は押印（拇印は不可）があれば署名と同様に扱います。

（中略）団体については、法人に限り、総代名義により請願書を提出することができます。

この場合は、当該法人の名称及び代表者の役職名・氏名を明記の上、代表者の役職名印を押印してください。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

改正後の運用等について

標準市議会会議規則の改正後、押印を必要としている各種書式（標準市議会書式例）についても検討を行い、改正の手続を行う。なお、これに関する検討会の開催は行わず、議会関係三団体（本会、全国都道府県議長会及び全国町村議会議長会）の担当者による協議等での対応とする。